



Title	トクヴィルとスイス (2・完)
Author(s)	小川, 晃一; OGAWA, Koichi
Citation	北大法学論集, 40(1), 147-189
Issue Date	1989-11-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16675
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(1)_p147-189.pdf



トクヴィルとスイス（二完）

小川 晃 一

四

トクヴィルが七月末ベルンに着いてほどなくフランス大使モンテペロに招待され、歓待されたことについては前述した。^{〔1〕}当時大使は、スイスに政治的に亡命している外国人に対しスイス政府がとるべき対処について、スイス政府に影響を与えるべく大わらわであった。彼からトクヴィルは、スイスにいる政治的亡命者の行動や、各国とりわけフランス、それに彼自身の対処の仕方について話しをきいたに違いない。これら政治的亡命者に対してはトクヴィルも厳しい見方をとる。ポーモンに宛てた手紙の中で彼は「スイスには陰謀を企んでおり、追放に値するかなりの亡命者がいる。ところがスイスの自由主義者は彼らを非常な寛大さで扱っている」と^{〔2〕}いつている。この点ではモンテペロと同じであり、「モ

ンテペロ氏は声高に彼らの追放を要求しており、これはよいことだ」という。しかし他面、彼はモンテペロに極めて手敵しい。「彼はそれをこえて、党派的な立場をとり、あらゆる自由主義者の敵、旧体制の遺物すべての熱烈な友となっている。このため苛々した心で動くことになる」と。彼のやり方をみてトクヴィルは「才人だが、自分の考えに腰をすえることのできない人」であり、今は「牡牛さながらに猛り狂っている」という。さらに悪いことに「彼はスイス人に対ししんから非常な軽蔑感を抱いており、これはまちがっている」とする。トクヴィルは誰にきいたのであろうか、「彼が大部分のスイス人に嫌われており、好かれているのは、少数の人たちからだけで、それもそれほどではない」と書いている。これに対し、現在フランスがなすべきことは、トクヴィルによればこうである。

モンテペロはフランスにふさわしくない役割を演ぜしめている。われわれの利益はわれわれの責務と同様、われわれの力の及ぶ範囲で、賢明で進歩的な自由の原理を維持することであり、なにがなんでも《現状》³⁾を維持したり、旧き状態への復帰を支持しようとしたりすることではない。

本節での議論は、まずもつて、トクヴィルの以上のような発言——それはスイスにきて二週間になるかならないかの時のものであるが——を念頭におき、そうした発言の政治的背景、とりわけフランス本国政府及びフランス大使モンテペロの対スイス政策、特にスイスに亡命し、そこでかくまわれている政治的亡命者に関する対スイス政策をみて、トクヴィルのそうした発言の意味を浮立たしめ、理解し、評価することにある。トクヴィルのこの発言は短く——スイス政治に関する上記ノートには直接でてこず——それだけをとつてみれば簡単だが、短いだけにその意味を把握するのはむずかしい。これを把握するには、その発言の背景をなす状況をみなければならぬ。この発言に含まれる彼の考えは、後、彼が外務大臣になり、スイスで似たような状況が起ったとき、彼の対処に反映されるのであり——後にこの対処の仕方を見るがこのためにも——これを明かにしておくことは十分意味があろう。

スイスは小国ながら、相反する政治的傾向をもつ二つの大国、フランスとオーストリアに隣接した。フランスには西南の国境で接する、というよりとり囲まれ、オーストリアとはその反対側で接する。オーストリアとはチロル地方で接するだけではなく、国境を接するイタリアのロンバルディアがオーストリア領に属していたので、ここでも接する。さらに南ではサルデーニアのサポリーアと、北ではドイツ(バーデンとヴュルテンブルグ)と接する。スイスはこうした中であつて独立を維持しようとしてきたのである。このためには中立的な立場をとろうとつとめてき、ウィーン會議のときには永世中立の構想をもちだし、これが列強によつてうけいれられたのであつた。フランス革命の時その影響をうけてスイス内で左右の抗争が激化し、無秩序状態になり、ナポレオンからの強力な介入(mediation)をうけたという経験に鑑み、列強は、勢力均衡維持の観点から、スイスの構想を比較的容易にうけいれたのである。しかし、こうして認められた永世中立も国外からの干渉を容易に排除しうるものではなかつた。スイスは、ウィーン体制の立役者であり、その維持のため干渉に積極的な国と、この体制を最もゆり動かし易い国との間にはさまれていた。この二大国はじめ、その他の国々からも不断に監視され、干渉の危険にさらされたのである。ヌーシャテルのごときは、同盟に加入しておりながら、保守的なプロイセンの国王の領地でもあり、《二重国籍》であつた。こうして、フランスで起つた七月革命が国際的な緊張を生ぜしめ、スイス内の多くの邦で自由主義的改革が進められ、そのため干渉の危機が生じたとき、同盟會議は(一二月二七日)ヨーロッパに戦争が勃発したときにも厳に中立を維持するという決議を行い、干渉を排除しようとした。⁴⁾

平和を欲しはするが、苦しい戦いを恐れず、父祖の神を信じ、同盟は、冷静かつ断乎たる態度で事態を見守るであらう。あらゆる努力を結集して領土の保全、国民の独立、古くからの自由を守つてゆくであらう。この重大な状況において、同盟會議は国の運命をスイス人すべての祖国愛、勇氣、忍耐に委ね、外部からの攻撃に対しては、何れの方向からなされるものであつても、

国境を防衛するといふただこの目的のために武器に訴えるであろう。

七月革命の結果生まれたフランスの新政府は保守的なウィーン国際体制がなお支配する大陸の国際状況の中であつて、対外的に極めて慎重な態度をとつた。各国における革命や改革運動の支援についても同様で、対スイス政策においても同様であつた。⁽⁵⁾一八三〇年九月こう宣言しさえする。「フランス政府は、既存秩序に敵対する企圖に支持を与えないし、そのような立場をフランス政府の名で自らを権威づけようとするものには、いかなるものであるうとそれを否認することにいささかも躊躇しないであらう」と。⁽⁶⁾フランス新政府は自由主義的な改革の動きを公然と支援するつもりはなかつたろう。メッテルニヒが《予想に反し》——ツアーの反対をおしきつて——フランスの新体制を認めたのはこのためであつたろう。しかしフランス政府の態度は諸外国の自由主義的運動に手をかさないというこつた公的な宣言でつくされるものではない。諸国での自由主義の進展がフランス人にとり歓迎されなはずはなかつたろう。スイスにおいても改革運動は七月革命前から既に始まつており、七月革命をきっかけにそれはさらに進展した。当時の国際情勢の中でフランス政府はこれを公然と支援することはできなかつたであらうが、こつた動きがフランスにとつて望ましいものであると考へられないわけがない。スイスにおける改革運動は、フランスの七月革命を機に促進されたとはいへ、それは《自主的》なものであるから、フランス政府はそれを、スイスの国内政治に関する限りただ《眺めている》だけでよかつたともいえる。これはスイス人の自尊心にかなうものでもあつたろう。だが、当時の国際環境においては、スイスにおける改革の動きの展開を単に《眺めている》だけではすましえないものがあつた。それは保守的な列強が介入し、この動きを止めたり覆えしたりする可能性があつたからである。したがつて、フランス政府は、スイス国内政治に直接干渉するのではなく、それに対する保守的列強の介入を抑制する必要があつた。それはスイスの中立政策にもかかなくあつた。フランス政府は公然とスイスでの改革の動きを支援しえないとはいへ、スイス政治への外部からの干

渉に対し無為でいることはできない。こうしてフランスの新政府は、早々に、外部からのそうした介入があれば、武力によつても、その介入の排除に支援を与えるであろうと、スイス政府に伝え、その約束をする。新政府の外相セバステリアニはスイス政府にこう伝えしめた。⁷⁾

各国政府が相互に与え合っている平和の信念をわれわれは十分に信頼しているので、どのような政府といえども、今日諸邦の心を占めている議論に介入したり、国内の事がらに介入しようなどという意図はもたないと思う。しかし、もし、予知しえない事情が起つて、諸邦の独立が脅かされるならば、われわれは手中にあるあらゆる手段によつて、武力によつても、諸邦のために直ちに行動を起し、不正な介入を止めしめるであろう。あなた(ジヨゲ)が諸邦の有力者と話し合う際、こうした言葉で表現してよいと思います。

介入の危機を感じてスイス国会が軍隊の動員・配置計画をつくつたとき、フランスはこれにアドバイスを与え、スイス側もフランスの支持を期待した。⁸⁾

七月革命後のスイスの事態、及びそのフランスとの関係にメッテルニヒが不満を抱いたことは当然である。彼が七月革命後上述スイス同盟会議の宣言に対しスイスの中立を公けに認めたのは、その宣言後三カ月もたつてからであり、しかも抗議の調子をもつてであった。特にスイス諸邦の行つてゐる軍事的動員体制には「高くつくともにも無駄なこと」⁹⁾だとして、不満を表明している。ロシアとプロイセンがスイスの中立を保障する回答——それはオーストリアのものになつたものであつた——をなしたのはそれよりもかなりおくれてであつた。¹⁰⁾自由主義勢力が改革を進め、強化されているスイスの事態にメッテルニヒが不満をもつことは明らかであり、彼はたえず干渉の機会をうかがつていたであろう。しかしメッテルニヒといえども、スイス政治にあからさまに介入するわけにはゆかない。彼が介入の機会をとらえたのは、スイス同盟協約の改正での動きが盛んになり、それをめぐるスイス内での対立が激化したときである。その自由主

義的改革に積極的な邦が《七邦同盟》を結び、これに反対する諸邦が《ザルネン同盟》を結んで對抗するようになったとき（一八三二年）がそうである。フランスに近づこうとする前の自由主義諸邦に対し、後者の保守派はオーストリア、ロシア、プロイセンの支持をえようとした。この対立に面し、メッテルニヒは、自由主義者が一八一五年の条約で定められた同盟協約を変え、スイスに強力な統一国家をつくらうとしているのではないか、といい、同盟協約を改正しようとするならば、それは条約締結国の承認をえなければならぬとしたのである。こうしたメッテルニヒの意見は法論理上成立すまいが、事はそれだけで済むものではなかった。メッテルニヒは何とか保守的な体制を維持させようとしていたからである。事態を結着させたのはパーマーstonであった。スイスの中立は「スイスの利益のためにのみ確立されたのではなく、ヨーロッパの一般的利益のために、列強間の平和的な関係の破壊の機会を減らすために」確立されたのであり、これは、同盟協約変更の場合にも同様であるとする。¹²が同時に、彼はスイス政府に対しては、邦の「独立的主権」をなくしてしまう場合に起る「平和的な関係の破壊」に対する危険を力説した。¹³これは同盟協約を条約上、——列強の同意なしには——変えないとするメッテルニヒの立場とは違う立場であった。ほどなくメッテルニヒは讓歩し、スイス駐在オーストリア大使に、フランスとイギリスの態度に合せるよう指令した（一八三二年六月）。この夏開かれたスイス同盟会議ではスイスをめぐる国際状況は良好であると、議長は述べることができた。しかしこれでスイスとオーストリアの緊張した関係が解けたわけではない。実際、オーストリアは依然として国境の軍隊をひきあげなかつたし、¹⁴スイスの側もこれにそなえ続けた。ベルギー問題が尖鋭化したときには、両国の関係は一時非常に緊張した（一八三二年末）。シュヴィーツとバーゼルに内乱が起つた時にも、ヌーシャテルが同盟会議に議員を最後まで送らなかつた時も、保守的な諸国との関係は緊張した。

同盟協約改正での試みが挫折したときにもそうである。新しい改正案が各邦にもち帰られ検討されることになったと

き、意外にも改正案に対する反対が強いことがわかる。とりわけ重要であつたのは、ルツェルンでの人民投票（一八三年）での改正案の否決であつた。この重要な邦の転換は対立する陣営の力のバランスをかなり変えてしまう。夏チューリッヒで開かれることになつて来た通常会期に、ザルネン同盟を結んでいる諸邦は——農村バーゼルが都市バーゼルと半票ずつの投票権をもつことに反対という名目で——議員を送らないことにした。会議の開会にあつては、各国の使節が招待されて出席するという慣行があつたが、この時には、招待されて出席したのはフランス大使のみで、他の国の使節はイギリス公使をも含めて、招待されたにもかかわらず出席しないことになつてしまつた。⁽¹⁵⁾ それ以後も同盟協約の改正の動きは進まず、膠着状態に陥る。一年後フランス大使は本国にこう手紙を書いてゐる。⁽¹⁶⁾

現在までのところどのように改正が進められるかわかりません。というのは、諸邦間で合意に達しないだらうことは明らかだからです。理由は簡単です。改正の原理ということになりますと、小さいザルネン派の諸邦はこれを欲しません。その仕方となると様々の見解がでてきます。ある邦は立憲会議がよいかといえ、他の邦は同盟会議による改正がよいといひます。改正の幅となりますと、また別の相違が現われます。全面改正を求めるところがあるかと思つと、一部改正を求めるところがあり、また一部改正を旨ざす場合には多くの人々は一八一五年の協約の根本原理にふれないでおこうとします。どのように意見の一致がもたらされるかわかりません。ですから、私の意見では、相反しかつ変り易い欲求をどうどうめぐりし、ヨーロッパに何か大きな變動が起り、どれか一つの党派が優勢になるとか、近隣の国が統一のとれない試みの中で何のいかもなく相争うスイスの状況にあきれば、一八〇三年ナポレオン皇帝がそうしたように一刀両断に決断して、新たな仲介行動に出、内部の相互的利益及び近隣諸国との関係を適切に定めるとかというほかはなくなるでしょう。それまではスイスは、現在そうであるし、また何世紀にも互つてそうしてきたように、動揺の状態を逃れることはないでしょう。

こうして膠着状態は続く。一八三五年にはベルン、チューリッヒ、ルツェルン（意見の方向が変る）、ザンクトガレン、トールガウ、農村バーゼルの邦は立憲議会によつて同盟協約を改正すべきだという意見にさへなつた。⁽¹⁷⁾ これらの邦の人口を合せると、全人口の五分の三にもなる。しかしウーリ、シュヴァイツ、ウンターヴァルデン、ツーク、テチーノ、

説 ヴァレー、ヌーシヤテルはいかなる改革にも反対であった。

論

スイスは当時の二大強国に囲まれ、干渉をうけ易い位置にあつたが、そればかりか、干渉をさそいこむような行動をもとつた。他国からの政治的亡命者の庇護がそれである。これは一九世紀前半の時期が《革命運動の時代》であり、かつ革命運動を抑えこむウィーン国際体制が支配していた時代であつただけに問題は深刻とならう。実際、スイスは政治的亡命者を庇護する古くからの伝統をもつていたのである。

フランス革命時代の大きな政治的変動・変転は様々なタイプの政治的亡命者を数多く生みだした。一八世紀後半華々しいフランス啓蒙思想がフランスの国境を越えて、ヨーロッパ中に伝播し、そこに急進的な運動を惹起せしめたが、これに挫折した人々は多くの場合パリに逃れ、啓蒙主義者たちの世界に交り、その底辺にあつて言論活動を展開した。これら亡命者の多くは、フランスに革命が勃発すると、それぞれ集団をつくり、祖国に革命を広げようとした。また、大革命が過激化していった時には、多くの貴族が亡命者^{エミグレ}としてフランスから逃れ、ヨーロッパ各地、アメリカにまで散ばり、巻返しをはかった。帝政時代には、自由主義者たちも亡命せざるをえない。スタール夫人やバンジャマン・コンスタンはナポレオンに追われて、諸国を点々とする¹⁹。保守的なウィーン体制が支配するようになった時には、各地で急進的な運動が起り、スペイン、ナポリ、ピエモンテでは一時革命を成功させるが、メッテルニヒが指導するこの体制で鎮圧されて、活動家は亡命せざるをえない。

「ナポリ、ピエモンテ両革命がオーストリアの武力干渉によって碎かれた後、革命に参加したり同調したりした者のうえに激しい弾圧が加えられた。多くの人々が弾圧を逃れてスイスやフランスに亡命した¹⁹」。フランスに亡命した活動家は、そこで政府の反動化が極端になると、そこから追い出されてしまう。このフランスはスイスと政治犯引渡しを定め

た逃亡犯罪人引渡条約を改定し(一八二八年)、政治犯引渡の規定を含む新しい条約を締結する。⁽²⁰⁾ オーストリアはその数日前に同じくスイスと政治犯引渡の条約を結んだし、少し後にはサルディニアと、翌年一〇月にはトスカナと同様な条約を結んだ。⁽²¹⁾ こうしてフランスやスイスを追われた亡命志士の多くはイギリスに逃れて行く。イギリスは時とともにはっきりと諸国の自由主義運動を支援する外交政策をとつてゆく。

フランスに起つた七月革命はメッテルニヒの正統主義政策に大きなほころびをもたらした。七月革命に刺戟されて各所で蜂起があるが、それが失敗したときには、フランスは亡命者が集まるところとなり、革命の国際的陰謀の中心の一つとなつた。「エリート⁽²²⁾の亡命者にとつてパリは、若きハイネが——それと知る前においてさえ——そう想像したように《新たなエルサレム》であつたばかりではなく、それはまた、輝かしくコスモポリタンな社会であり、魅惑の都市であつた」。そこにはポーランドやドイツからの亡命者が多数住んでいた(ドイツ人は多かつたが、政治的亡命者としてはポーランド人が最も多い)。亡命しようとする者はまずもつてフランスやスイスやベルギーを選ぶ。イギリスへの亡命は亡命者の《ファースト・チョイス》であるよりはヨーロッパではむしろ最後の選択であつた(アメリカは別)。⁽²³⁾ マッチーニはスイスから追放されて後、一八三七年ロンドンに亡命した。一九世紀前半では、イギリスは、列強から亡命者の追放を迫られているスイスやベルギー政府に対し、国際状況を説きながら、彼らの追放を説得するという役廻りになることが多かつたが、⁽²⁴⁾結局は各国からの亡命者をひきとつた。実際、イギリスはいかなるタイプの政治的亡命者をも拒まなかつたし、一八二三年(外国人法廃止)以後一人の政治的亡命者をも追放しなかつた。

政治的変転によつて国を去る亡命者は、対立する国家に——《国家理性》の観点から——庇護を与えられよう。一八世紀初頭イギリスを追われたスチュアート家の《王位僭称者》が、イギリスと対立していたフランスの王家から庇護を受けたのは、その最も顕著な例であろう。⁽²⁵⁾ ルイ一四世や彼の後を継いだ摂政のオルレアン公はこの《王》の存在がイギ

リス政治を分裂せしめ、弱めることになり、自国に有利と考えたのである。

また、政治的亡命者は政治原則が似た政府から庇護をうけ易かろう。この点でもフランス革命は顕著であった。⁽²⁶⁾一七九三年六月二四日国民公会の採択した憲法にはこうある。「フランス人民は」自由の主義のゆえに追放された外国人に庇護を与える。暴君に対してはそれを拒絶する⁽²⁷⁾と。これに対しウィーン体制下では、自由主義者たち亡命者への庇護には当然消極的である。むしろ反対に、前述のように、政治的亡命者の引渡の主張が優越した。三〇年代になってからも、神聖同盟の盟友であるオーストリア、プロシア、ロシアは三国間で、大逆罪、不敬罪、武装蜂起に責ある者、王権及び政府の安全を脅かす団体に参加する者の引渡を相互に約束する条約を結んだ。⁽²⁸⁾保守的列強は当然、庇護権を制限的に解し、自由主義者に庇護を与える国々に対し、たえず干渉の機会をうかがっていたのである。フランスに起った七月革命はこうした状勢を変える一石を投ずる。翌年四月フランス政府は回状で、今後政治犯引渡は請求も認めもしないであろうと宣言した。この宣言によって一八二八年スイスと締結した引渡条約の廃棄の通告がなされる。しかしやがてフランス政府は立場を変え、一八三二年六月にスイス政府に提案し、以前の条約の効力の復活——ただし、引渡犯罪中「国の安全に対する罪」(第五条)を削除する——を求めた。スイスがこれに同意して条約の改定が行われたのは一八三三年である。これには一定の政治的な環境の変化がある。

政治的亡命者の庇護の問題は政治的原則と関係する。が、それがどのくらい重視されるかには国によって違いがあった。大陸列強ではイギリス(あるいはアメリカ)と較べて一層重視された。「共和主義者をうけいれるときは君主主義者を排除しがちであったし、ポーランド人をうけいれる場合にはイタリア人を歓迎しない傾向があった。これに対し、イギリスでは政治的原則をあまり問題にしなかった。自由主義者であろうが、共和主義者や社会主義者であろうが、立憲主義者であろうが、専制主義者であろうが」亡命者はすべてうけいれられたのである。⁽²⁹⁾

政治的亡命者の庇護の根拠は、一つには国家理性の問題であつたらうし、また一つには政治的立場の共通性や共感であつたであらう。がさらに重要なのは、庇護を与えるか否かの問題はそれを与える国の国内問題であるともいえ、——国の主権ということからして——庇護しようと思えばそうすることができはるはずであらう。たとえ政治的イデオロギーが異っている亡命者に対してもである。イデオロギーに対して寛容な国家はあるし、自由主義的な国家は——十分な力量をもつとき——その性質上そうなるであらう。一七世紀のオランダがそうであつた。また、イギリスのダービー卿は一八二二年議會でこういつたとされている。「母親の乳といつしよに吸収した信条はこうである。世界中の困惑し迫害された者にとりイギリスは保護の国である」と。自由主義の発展は庇護《権》をさらに安定せしめていつたであらう。自由主義の原則は多様性を尊重するものだからである。しかし異質の亡命者をかくまう場合にはそれなりの危険があらう。一つには、国内的のもので、急進的な亡命者をかかえるにはそれだけの国内体制の安定がなければなるまい。国内体制が安定している場合にも、隣接した国家で自由主義の原則が十分に有力でなければ、この国家は多様性という自由主義の原則を認めないし、知りさえすまい。同じように自由主義的な国家であれば、庇護の《権利》を認め、相互に、それなりの危険負担を覚悟しよう。が、自由主義的ではない国家は、亡命者をかくまう国家を非友好的とみるだらうし、しかも母国での革命の陰謀を企む亡命者をその国が庇護し放置しているならば、その国を友好的とみなさばかりか、非難さえしよう。一九世紀前半の時期は、政治的亡命者についての見方について落差と誤解のあつた典型的な時期であらう。イギリスと大陸諸国間の政治的亡命者の危険《観》の違いはそれをよく現わしている。一八五二年、三〇年にも亘り大陸諸国への外交官として派遣されたカウリー卿は外務大臣のマームズベリにこう手紙を書いている。³⁰⁾

外国で生活する期間が長くなれば長くなるほど、私はこういう確信を抱くようになりました。イングランドやイギリス人の生活を実際に理解している外国人にかつて会つたことがないと同じように、われわれの世代が一向賢くなつておらず、また他国人

をわれわれ自身の基準でしか判断しない傾向があると。マツチーニその外の者によつて革命の危険に追い込まれていると確信していない外国人に今あうことはなぞないでしょう。反対に、二、三百人の亡命者とか半ダースほどの激烈な新聞がヨーロッパの半数ほどの政府に対し惹き起させている恐れというものをわれわれは理解することができません。双方がまちがっているかも知れませんが、われわれの間に広がっている外国の民主主義者の激しい言葉使いを支持することもあるいはできるかも知れません。ですが、フランス人とかイタリア人とかのような興奮し易い国民や、実際にそうなのですが、ドイツ人の前に、スイスで説かれ、印刷されているような教義をみせる場合には危険がありうるのです。

政治的亡命者を庇護するならば、とりわけ母国政府に陰謀を企む亡命者を庇護するならば、その政府から陰に陽に圧力をうけるに違いない。したがつて庇護を与える国は国内的に安定しているばかりではなく、こうした圧力に屈しないためには相當な覚悟が必要であらうし、何よりも実力をもつた国でなければ、それはむずかしいであらう。一九世紀イギリスは——相當に急進的なイデオロギーをもつものにも——亡命者に庇護を与えたが、それはヨーロッパ最強の国であつたからこそできたのであらう。パーマーston外相はこのため大陸の列強から悪評をかつたし、イギリスの勢力が絶頂にある時でさえ、大陸の列強が一同となつてイギリスを批判するという危機に面しては、これにひるむ人々（例えば五〇年代のある時期ウィーン駐在大使シーモア⁽³¹⁾）も少からずいた。これがスイスのような小国ではいかに気が強くとも、外圧に抵抗するのは容易ではなかつたであらう。まして一九世紀前半の時期のように、保守的なウィーン國際体制がなお存続し、これを支える保守的な国家が互に協力し合つた時にはなおさらである。それだけではなく、保守反動的な国家が各国の革命運動を抑えこもうとして互に協力しているのに対抗して、政治的亡命者の側も、単に祖国から逃亡して庇護を求めただけではなく、庇護国にあつて革命のための陰謀をめぐらし、そのため各国の亡命者たちは革命のための國際的組織さえつくつて対抗していたのである。このため庇護国は列強からの圧力や干渉をよけいけねばならなかつたであらう。スイスがまさにそうであつた。

七月革命はウィーン体制の最大の危機であった。一つには、ヨーロッパにおける最有力国の一つが正統主義から離れ、自由主義的な体制がつけられたこと、しかもそれが革命によってつけられたことであり、もう一つは、フランスでの自由主義的革命が他の国々に及ぼすそのプロパガンディスムの大きさである。事実その革命の影響はベルギーやポーランド、さらにはイタリアに波及した。スイスももちろんその影響をうけた。実際、新たにフランス王になったルイ・フィリップは革命前から各国の革命運動家と接触があり、彼自ら革命運動を国際的に支援する可能性があった。ウィーン体制に敵対する勢力も、ウィーン体制の側と同じように、国際的なつながりをもっていた。ナポリやピエモンテでの革命が砕かれた後、活動家は、なお革命が続けられているスペインに渡り、革命防衛の戦に加わっていった者は少くない。このスペイン革命がフランスの武力干渉によって崩壊すると、彼らはさらにトルコに対するギリシャの独立運動に馳せ参ずる。「亡命志士たちの多くは自由主義や民族主義の運動に国際的なつながりを強めてい」⁽³²⁾ったのである。こうして国際的な運動の組織はつくられてゆく。なかでも有名なものは——ナポレオンの没落前——ナポリにつくられ、ヨーロッパの多くの国に支部をもつ秘密結社カルボナリ党である。そのリーダーはナポリ革命の崩壊後パリに本拠を移す。パリには七月革命後はプロナローティが住み、彼が亡命者たちの中の中心的存在となった。やがてこうした中からマツチーニの指導する『青年イタリア』党が生れ、勢力をもつようになる。保守派の人々はこれらの組織をおそらくその実力以上に恐れ、敵視した。というのは保守派の人々にとって、近來革命を起し、社会の安定を脅かすのは彼らであり、革命はとどのつまり、秘密結社によって組織され統合された彼らが、秘密の活動によって、感じ易いが放っておかれるなら満足している大衆に働きかけることによってひき起されるのであって、過去のあらゆる混乱の根には陰険で、おそらく悪魔的でさえあるこうした革命家の動きがあるとされた(陰謀説)からである。彼らは今やヨーロッパの規模で組織され、ヨーロッパ大陸を破滅の底に沈めようとしており、ヨーロッパにおける抗争の根幹は、確立された

正統的な政府と、それを破壊しようとする秘密で油断のならない暗黒の陰謀であると。³³ ウィーン体制の列強はこうした組織の活動に対し、協力してその弾圧を行おうとした。

スイスは古くから政治犯罪人に庇護を与える伝統をもっていた。一六世紀カルヴァンがジュネーヴに神聖政治を行い、諸国からのプロテスタント亡命者をうけいれて、カルヴァン派《教育》を行った遠い例は別としても、ナポレオンの時期、スタール夫人やコンスタンは追われてスイスに住んだ。³⁴ ウィーン体制下でここに亡命した革命家（例えばボナローティ）は少くない。そのため一八二三年、フランス政府は国境に軍隊を集結して圧力をかけたし、メッテルニヒも中立の権利が失われるかもしれないといつて脅かし、亡命者の追放を迫ったことがある。スイス政府はこれらの圧力に屈し、同盟会議は邦当局に政治的亡命者を入国または滞在させないよう勧告する決議を全会一致で可決した。一八二八年にはオーストリア、フランスと政治犯引渡の上述の条約を結んだ。しかしフランスにおける七月革命の影響をうけ、自由主義者が勢力を伸し、多くの邦で政権を握るに到り、伝統的にあつた政治犯の庇護が再びなされるようになる。一九世紀前半の時期、スイスはこうしてベルギー、フランス、さらにはイギリスとともに、政治的亡命者の恰好の避難場所となつた。イギリスは海峡を隔てた島国であり、亡命者にとつてそれなりのメリットはあるが、スイスは亡命者たちの祖国に近く、それだけに祖国での運動に有利な点があつた。アメリカは《亡命地》として重要であつたが、多くは祖国での活動をおかた断念した人たちがゆく《新天地》であつた。小国であり、かつ険しい国際環境にあつたスイスが政治的亡命者に庇護を与えることには多大の困難を伴つたであろう。スイス人が敢てそれをなすには多大の勇氣——それにナシヨナリズムの目覚め——が必要であつたに違いない。後に、トクヴィルは外相になつたとき、同じような問題に遭着し、「スイス人ほど自尊心やうぬぼれの強い連中にはいないからである。スイス人は農民の一人にいたるまで、自分の国は世界のあらゆる君主、あらゆる国民をもものとしめない、すぐれたものと信じている」³⁵といつてゐる。が、スイス人が亡

命者に庇護を与えたことには——山丘地帯ではかくまい易いという理由があつたであらうが——諸外国政府と公式に接するのは中央の同盟政府のみであり、各邦は主権的な独立的存在であるにもかかわらず、諸外国と直接接せず、政治的亡命者の庇護のため列強からの圧力を直接うけることがないという、既に述べた、憲法上の奇妙な(「からくり」)《混乱》が働いたであらう。各邦はそれぞれ独立主権性を主張し、同盟政府を隠れみのにし、風よけに使うことができたのである。この憲法構造は、邦でかくまわれている亡命者をスイスから追放させようとしている列強の苛だちのもとであり、フランス大使のモンテペロが強引に振舞わざるをえなかつた理由の根幹はこれであつたらう。

三〇年代半ばのフランスの対外政策は、自由主義的だが慎重な行き方から後退しつつあつた。それは、オーストリアを反動的な列強からひき離すよりは、オーストリアに接近するという方向をとり始める。「かつてプロローイが一時望んだように、オーストリアを、オーストリアプロイセン—ロシア陣営から引離し、英仏体制に近づけるといふことはも早問題ではなく、三国の信頼をえ、バリケードの王を絶対主義的で正統的な主権者と宥和せしめる」⁽³⁶⁾方向に向たのである。ルイ・フィリップのこの内容の意図を体して動いたのがティエールであつた。

フランス国内においては既に政治の《反動化》は進んでいた。革命直後、革命によつて生まれた政治は、自分をどう位置づけるべきかにとまどい、自分を権力の座につけたサンキュロットを抑圧しえず、ストライキ、請願、デモンストレーションにどう対応すべきかに迷つた。しかし一年以上上たつた頃には政府は彼らに法を強制する方向に出、これによって示し始めた。それ以後も反乱は起つたが、一八三四年リヨンでの労働者の蜂起に面し、政府は軍隊を動員して市街戦を強行し、またパリでも同様で、これを苛嘖なく鎮圧してしまふ(「トランスノナン街虐殺事件」)。一八三五年九月には政府は有名な《九月法》といわれる厳しい取締法を制定し、暴力に対し厳しい措置を定める。新聞に対する厳しい

規制さえそこには加えられた。⁽³⁷⁾七月革命直後「活発であつた自由主義的な本能と、停止に近いまでに徹底された秩序への熱情」との間の戦いにおいて、秩序の側が勝利を収めたのである。暴動の時代はこうして終る。《抵抗派》によつて始められたこの方向転換を更に徹底させたのがティエールであつた。対外政策の方向転換もこれとパラレルに進んだ。対外政策に特に関心をもつ「ルイ・フィリップは自分のプログラムを實現できるとみるようになり、やがてフランスの対外政策を変えてゆき、「バリケードの王を絶対的で正統主義的な主権者と和解してゆく」平和主義の政策に向う。やがて首相兼外相になつた（一八三六年二月二日）ティエールがその意をうける。ティエールが大陸列強に近づくのはこの背景においてである。対スイス政策に転換は最初に現われる。「一八三〇年の自由主義的対外政策の伝統の放棄は⁽³⁸⁾まずもつて対スイス政策の転換に現われる。」政治的亡命者の追放の問題はこの転換の最も具体的なその現われである。⁽³⁹⁾

対スイス政策におけるフランス政府の方向転換は、自由主義的外交の使命感に燃えた——いささか燃えすぎ、外交官としては限度を越えさせられていたが——リュミニエーに代り、モンテペロが駐スイス大使に任命された（一八三六年四月着任）ことによつて促進されてゆく。モンテペロ公は《反動的》でしかも強硬な態度をもつてスイス政治にのぞむのである。彼はこういう。スイス人がフランスをあてにせずぎており、急進派の人々さえ、自分たちが何をしても結局はフランスはスイスを見捨てないで、列強の干渉を抑えてくれるもの、とあまい考えでおり、この際きつぱりと彼らに思い知らせてやる必要があると。⁽⁴⁰⁾ティエールも彼にこう手紙を書く。⁽⁴¹⁾

急進派の連中は自分たちがどんなに過激な行動をとり、スイスをどんな苦境に陥れようと、フランスはスイスを東部国境の防壁と考えているので、その本来の利益にしばられて、スイスを外国からの敵対的ないし抑圧的な行動に対し防衛してくれるであらうとみ、そのために一層大胆な行動に出ている。これは何としても打こわさねばならない幻想である。

モンテペロは、国際的なつながりをもつ、スイスにいる政治的亡命者の活動を抑えなければならず、これには何よりもオーストリアとの協力が必要であるとし、着任早々ベルン駐在のオーストリア大使（ボンベル）と接触を始めるのである。

スイスには二〇年代からドイツやイタリアからの亡命者が多く、メッテルニヒのみならず、王政復古期の反動的な政府もこれに神経をとがらしていた。⁽⁴²⁾ フランスに起った七月革命以後の情勢の下で三〇年代、ポーランドはじめ諸国からの自由主義者や民族主義者の亡命者が増えた。政治的亡命者はここで庇護を求めるばかりか、ここをヨーロッパ中の革命運動の計画が立てられる一つの中心となした。なかでも有名なのは『青年イタリア』^{ジョヴァンニ・イタリア} 党の創設者であるマッチーニであり、彼はパリに拠点をかまえていたボナローティ（フランスに帰化）とともに、イタリア人革命家の中心人物であった。彼は、サルジニア王国に対する蜂起計画の失敗（一八三三年）後ジュネーヴに逃れ、そこで新たな蜂起計画を練った。その計画は、スイスやフランスにいるイタリアの亡命志士の義勇軍を組織し、サヴォーリアに進撃し、やがてピエモンテに蜂起を広げ、サルジニアをイタリア革命の拠点にしようとするものであった。彼は一八三四年スイスで義勇軍を募り、サヴォーリアに侵入させようとしたが、計画ははじめに失敗してしまう。しかしこうした企図に怯えたイタリア諸政府はこれまでもまして敵しい弾圧にのり出し、各地で革新主義者の逮捕と断罪が荒狂った。スイス政府に対しても、オーストリアはじめ列強政府から、危険な連中に策動の基地が与えられていることについて嚴重な抗議がなされる。スイス政府も亡命者の動きをより嚴重に取締るようになり、このため多くの亡命者がスイスを出、フランスやイギリスその他へと去っていった。マッチーニも退去命令をうけるが、スイスに止まり、官憲の目を盗み、スイス各地に偕行を続けたのである。

マツチーニの理念は宗教的信仰に基づき、広く人類の自由主義的民主主義的な解放と文明化を進めることであり、そのため民衆と青年とが前衛として行動するというものである。究極の目標は人類の共同体をつくることであるが、それぞれの国民がその構成要素をなす。「一切の至上権は国民よりも一層高いところに、道徳的掟の中、人類の中、神の中に存し、国民は人類の内部において共同の利益を実現する作業を分業によつて遂行することを神によつて命ぜられた人類の個体である。至上権は目標の中に、理想の中に存する。しかし理想を知るには解釈者を必要とする。この解釈者は国民を措いて外にない。真のコスモポリタンはナシヨナリストでなければならぬ⁽⁴³⁾。これら諸国民の中、古代のローマ帝国及び法王制の荷い手としての伝統をもつイタリアが中心にならなければならぬ。ボナローティの行き方と似ているところがあつたにもかかわらず——ボナローティは理念をもたない、という批判とともに——ボナローティがフランスを中心に運動を進めようとしていたのに対し、この点マツチーニは彼と異つていた。彼は運動を進めるために、それぞれの国民の中に革命集団をつくらうとした。その連合が『青年ヨーロッパ』である⁽⁴⁴⁾。『青年イタリア』とか『青年ドイツ』とか『青年スイス』とかがそれであり、運動を実効的にするように、さらに一定の組織を拠点にしようとする。それをフランスにおくとした時⁽⁴⁵⁾もあつたが、フランスの共和主義的運動がパリやリヨンでつぶされた後は、一時だが、スイスをそうしようとした。『青年スイス』はそうしてつくられたものであり、彼はスイス各地に偕行してその組織化につとめる。その目ざすスイス体制の構想は壮大であり、単にスイスの民主化を目ざすのみでなかつた。サヴォイアとチロル地方をも合せたスイスに、一層緊密な連邦組織をつくらうとするものであつた。現実離れをしたこの構想は、当代のロマン主義的心情に根ざしたものとみる以外には理解しようがあるまい。

こうしたマツチーニの動きはメッテルニヒたちを苛立たせたに違いない。スイス同盟会議も退去命令を出す。マツチーニはスイス各地に偕行し運動を続け、この彼に対しスイス人は同情的であり、彼をよくかくまつた。彼がベルンにきた

時などは、ベルン邦政府は一時僭行をみてみぬふりをした。フランス大使はティエール宛にこう手紙を書いてゐる。⁽⁴⁶⁾

事実はこうです。数日前マッチーニはベルンにきました。執行委員会のある穩健な人は彼にでくわしましたので、邦の警視總監のところに行き、こういいました。マッチーニは当地にいる、私は彼を知っており、彼を見た。彼はサヴォーリアの遠征に加つた者の一人であり、スイスから追放さるべき者であり、彼を逮捕してもらいたい、と。

私はそのことはすべて知つてゐる、と總監はいいながら、こう答えた。私はそうさせることができるし、そうする権利をもつております。既に数回こうした逮捕を行いました。ところが、コーラー委員さん、私がある法務庁長官は、私の令状を破棄したり、獄中の者を釈放したりします。しかもそのことを同僚に何ら知らせないのです。どうしたらよいのでしょうか。マッチーニを捕えても、すぐ釈放されるでしょうし、私はいたずらに非難と政治的な憎悪をうけるだけでしょう。

ゾロトゥルンはベルン以上にマッチーニに対して同情的であり、ベルン政府が彼を追放した後にも彼に庇護を与えた。このため列強の圧力は強まり、各邦はより厳しい態度をとらざるをえず、マッチーニは何日も隠れ家にこもりきりになり、闇夜にまぎれて山越えし、隠れ家を変えたりすることもあつた。

スイスから亡命者を退去せしめるのに最も積極的に立廻りスイスに圧力をかけたのは、新たにベルンに着任してきたモンテペロであつた。彼はこの問題を自分が果すべき最も重要な課題と考へたのである。彼によれば、スイスにはびこつてゐる混乱の根は外国人であり、害悪を流してゐるこれら共和主義者たちをこの国から追い払わねばならず、このためにはオーストリアとも密接に行動してゆかねばならないという。彼はスイス政治に介入する機会をうかがつてゐた。ゾロテルン政府がマッチーニたちを一たん逮捕しながら、翌日釈放したことを知ると、直ちにティエールに手紙を書く。⁽⁴⁷⁾

スイスの急進主義はヨーロッパ大の教宣の中に結ばれなければ重要性をもちません。こうした事態がまちがひなくスイスにもたらす重大な危険は予見できるものの、機会がなければ、行動を起すことはむずかしいでしょう。ゾロトゥルン政府はそうした機会をつくり出したのではないか、害悪をおし止めうるエネルギーな方法をとるために、フランス政府が同盟諸国と協議する時がきたのではないか、とこうあなたは判断なさるでしょう。私見ではスイスに求めるべきそうした手段とはこうです。(一)

サヴォーリア事件に係わった亡命者全ての追放、(二)それぞれの国で有罪の判決をうけた者全ての追放、(三)必要とあれば、こうした方法の明瞭完全な実行に到るために必要な強制手段をとること。

大使は早飛脚でティエールに、フランス政府が公けにとる対応以外に、ひそかにマツチャーニを追跡し逮捕の手助けをするスパイを送つてくれないかとさえ求めている⁽⁴⁸⁾。

オーストリアでは、プロバガンダの旗印でありあらゆる陰謀の魂であるこの亡命者の逮捕をこく重視しておりますので、大臣閣下、私が考えますのに、国王政府がこの亡命者に対してとる方法とは別に、チャルネ氏を援助するのがよいと存じます。氏は当地では頼りにできるものが殆どいないのです。そればかりか、誰かマツチャーニを探索しているものがあることを知ると、マツチャーニにそれを知らせてしまうのです。もし内相閣下が人権協会に属します誰か抜け目のない警官を当地に派遣し、私の指揮下において下さるならば、ただちにマツチャーニをみつけ出し、どんな邦にかくまわれていようと、彼をみつけたとなれば私は彼の逮捕ができるようにいたします。

ティエール自身もゾロトゥルンでの処置に反対し、事態の重大さ、「急進的な党派の陰謀や策謀」が惹起せしめている危険について大使と同意見であった。だが、大使ほどには極端なやり方には一応躊躇をみせた⁽⁴⁹⁾。彼はスイスにおける政治的亡命者の問題をそれほどには深刻な問題と考えておらず、この問題に外からあまりにも干渉がましい行動に出て、事態をより複雑にしてしまうのはうまくないと考えていた。「スイスの党派が熱情をかき立て、愛国心を刺戟し、独立の心情を惹き起させている」からである。こうした事態でオーストリア政府は慎重に行動しており、スイス人の感情を静めることをわれわれに委ね、静観の態度をとっている、とこうみるティエールは、パリ駐在のオーストリア大使(アポニ)に会ったとき、メツテルニヒ閣下が「駐スイス大使の余りにも熱心な熱情をやわらげ続けられるよう」希望を表明し、スイスの事態の処理はフランスに委ねてほしいといった、とこうモンテペロに伝えている⁽⁵⁰⁾。スイス内の亡命者がいかに陰謀を企もうと、それがフランスに対してではない以上、フランスはスイス政治に直接干渉することはできない。フラ

ンス政府がスイス政府に働きうるとすれば、友好国のアドバイスとしてであろう。即ち、スイスが陰謀を企む亡命者に對して適切な手をうたなければ、被害をうける国からの強い反対と介入を招くことになるうと。フランスは七月革命以來スイスに友好的な態度をとってきただけに、こうしたアドバイスをなすことができる（實際、パーマーस्टンのなしたことはそうしたアドバイスであつた⁽⁵¹⁾）。しかしティエールは、「あからさまな強制力でその独立を攻撃することはしない」としても、近隣諸国は通常の国交の断絶によるとか、経済封鎖の方法によるとか、戦争は始めないが戦争状態の苦痛の一部を感じざるをえなくさせる方法によるとかして反感の効果をなめさせる手段⁽⁵²⁾はとりうるとする。フランスも近隣諸国の一つである限り、場合によってはそうした手段をとることができるといふのである。モンテペロは、もうそうした事態になつており、「考えれば考えるほどスイス政府が何もなそうとせず、また何もしえないとみざるをえなくなりませう」といい、ティエールにそうした制裁措置をとることをすすめる⁽⁵³⁾。

執行政府議長は、六月二二日、政治的亡命者についての調査が発表されたのを機会に、各邦政府に回状を廻し、スイスは政治的亡命者に庇護を与える古くからの伝統をもつており、それを誇りに思っているが、そうした庇護の権利はあくまでもスイス及び隣国の法と秩序を乱さないという限界の中でのものであつて、人々は多かれ少なかれこのことを忘れてがちであるように思えるので、これを思い出して頂きたいと伝える⁽⁵⁴⁾。同時に、フランス大使に對し、「同盟政府あるいは邦政府が政治的亡命者をフランス国境まで連れていった場合には、彼らすべてをフランス領にうけいれてほしい」と求めた⁽⁵⁵⁾。モンテペロはすぐにはこれに回答を与えるべく動かなかつた。ところが、六月末事態を尖鋭化する事件が起つた。国王ルイ・フィリップが狙撃され、危うく生命を落とすところであつた。この事件はスイスの亡命者との何らの関係も証明されなかつたにもかかわらず、ティエールはこれを介入のきつかけにする。「スイスにいる亡命者の計画が最近フランスで起つた犯罪に関係することが明かになり、フランスの利害が直接おかされたといふのである。こうして彼は、

六月二二日のスイス政府からの要請に対する回答をなす中にこれを加え、モンテペロにそのノートを渡しめる⁽⁵⁶⁾（モンテペロはこれを七月一六日にスイス政府に渡した）。このノートによると、亡命者を国境でひきとつてほしいというスイス政府の求めに応ずるとしながら、次のような趣旨のことが述べられている。

庇護の権利はフランス政府も十分に認めており、現にフランスもイギリスも多くの亡命者を庇護している。ただ庇護の権利には限界と義務があり、「人類の権利、即ち他国の安全」を害するものであつてはならない。イギリスは海によって大陸から隔てられているから、他国に危害を及ぼすことをそれほど恐れずに、この権利を十分に行使しえ、フランスは「強力な行政組織、武力、警察手段をもっており」、その十分な保障をもっている。ところがスイスはどうか。その意図がどうこうというのではない。そうではなくて、「その同盟協約によつて、即ち、様々な立法、様々な行政上の原理によつて統治される二二の主権国家に分断されているために、その領土にうけいれられ恩恵をうけているにもかかわらず、それを濫用する亡命者に対し、監督と鎮圧の手段を同じようにとることができない」。したがつて亡命者の追放のための執行政府議長の提案で、フランスに関する事からは、フランス政府は便宜をはからうものであるが、これは以下のよきな事情をふまえてである。

スイスに逃れていた亡命者がサヴォイアとドイツ諸国に事をかまえたものであることが明らかになつていゝうえ、今やフランスにも関係がでてきた。「スイスにいる亡命者がフランスの無政府主義者と関係があること」、「彼らの計画、少くともその意図や希望が最近フランスで犯された犯罪に関係することが明かにされている」。もしこれら亡命者がこれ以上スイスにとどまるといふことにでもなれば、関係諸政府は自国の安全という至高の要請からくる手段をとらざるをえないことにならう。

フランスは、こうして国際法上ドイツやイタリヤと同じ資格で亡命者の追放を求めることができるが、さらに、スイ

スとの堅密な関係を維持するという「政治的利益」の名においても、スイスが平穩であり、列強と良好な関係にあることを心から望んでいる。ぜひとも彼らを追放して頂きたい。

もし、ヨーロッパがスイスに期待しうる保障が「単なる宣言」にのみ止まり、必要とあれば強制手段に訴えてでもそれを実行するということがないならば、「寛容に限界がき、スイスで陰謀を企む者を裁くため、列強は完全に自力救済の権利を行使する以外にはなくなろう」。

フランスとしては、「ドイツやイタリアが決定を最も積極的なやり方で通すことをせざるをえなくなる」という危険にスイスをおきたくはない。スイス政府はその方針通りできるだけ早く亡命者を追放すべきである、と。

オーストリア、ロシア、プロイセン、バーデン大公国、それにイギリスもパリに同調した。スイス政府は、フランス政府に求めた回答がこのようなものになるとは全く予期せぬところであった。スイス人はその回答に、悪意ある疑惑と嚇しに近い侮辱を感じざるをえなかった。モンテペロのごときは、回答中にない追放すべき期限までを限つて（八月末日）これを明言したのである。⁽⁵⁷⁾ イギリスもテイエールの回答を支持し、パーマーストン外相は執行政府に、スイスが微妙な立場にあるとし、慎重で穩当な方策をとるよう勧めるに止まつた。⁽⁵⁸⁾

スイス同盟會議は翌一九日ノートをうけとり、翌日の二〇日から公けにこれを論じた。まさにトクヴィルがスイスに入り始めた頃であった。會議討論は極めて活発であった。國際法及びスイスの中立性の原則に反しないような方策、しかも、国や国民の安寧が保障されるが、他方、そのため庇護権の制限ができるだけ少なくなるような方策をとるべきこと、この点では各邦の意見は一致したが、問題はその実行の仕方いかんであった。ここでは意見の一致をみることで、委員会で審議ということになり、そのためにつくられた委員会は八月三日報告書を提出する。會議討論はこの案に基き、九日に行われることになる。ところが、この間六日から七日の真夜中モンテペロは緊急に會議議長に会見を

求め、テイエルからの強硬な手紙を知らせた。⁽⁵⁹⁾それはモンテペロの求めに応じてテイエルが書いた手紙であり、九月一日までに亡命者の追放を完了しなければ、列強が介入するということを明確にしている。そこにはこうある。亡命者の追放を各邦にまかせるといふ案は何ら実効性がなく、「その実効性をなくすには邦の一つが悪意をもったり、抵抗するだけで十分」、もしスイスがフランスの勧告と要求をうけいれないのなら、フランスと不和の状態になったと考えらるべきであり、そうした反対は直ちに《スイス封鎖》の事態になるであろう」と。

この手紙は《個人的》なものであつたが、《最後通牒》に等しいものである。モンテペロはスイス政府にこれを伝えると同時に、他国の使節とともに、検討委員会委員との会見をも申しこんだ。委員長は既に委員会の検討は終わつてゐるとしてこれを断る。《最後通牒》と会見の申しこみは、前のノート以上にさえスイス国民に激しい憤激をまき起し、各地で集会が開かれる。こうした中で議会は三日間の討議の末、一日六項目の決定をなした。大筋では委員会の報告に沿つたものであつたが、原案と異なつたのは、邦と執行政府で亡命者追放について見解が異なつた場合には、委員会案では決定が同盟会議に付託されることになつてゐたが、同盟会議の決定の方では「代議員の同意をうけた執行政府」の権限とされた点である。さもなければ迅速な対処ができないといふのである。各地にフランス、特にフランス大使に対する反撥が起り、この会議決定に対してさえ反対論が起つた。多くの邦で集会が開かれ、同盟会議への請願運動が活発となつた。この事態に面しモンテペロは度を失するようになったのであろう。テイエルに宛ててこう書いてゐる。「急進的なスイスはヨーロッパの安定と両立しません」し、国中にはびこつてゐるこの勢力のためにスイスは混乱を極めております。占領にまで到る列強の積極的な介入がなければ救いようがありませんと(八月一四日)。トクヴィルがベルンでスイス政治についてノートを書いたのはこの頃である。

ところが、諸邦の政府はモンテペロがみたのとは違い、意外と冷静であり、先同盟会議の決定を次々と批准していつ

た。一七日にはゾロトゥルンとヌーシャテル、一九日には両バーゼル、二〇日はルツェルン、シャフハウゼン、フリプー
 ル、二二日にはグリソンス、アールガウ、グラリス、二三日にはシュヴィーツ、ヴァレー。既に承認しているベルン、
 チューリヒ、ウーリ、ウンターワルデンと合わせて一七邦に達し、一日の議会決定は有効となったのである。⁽⁶⁰⁾

会議は一切の作業を終えた後、委員会の案に基づき、八月二九日、七月一八日付フランスからのノートに対する回答
 を決定した。⁽⁶¹⁾内容はフランスに対しきわめて手厳しいものであった。わが執行政府が貴ノートをうけとつたとき、「スイ
 ス全体は驚ろきに蔽われ」、「そこにあらわれている非難の調子は、フランスがスイスに対して抱いているとお公言し
 ている好意なるもの、この強力な隣国からの言葉としてこれまでわが連邦が聞き慣れてきた好意というこの言葉によつ
 ても和らげられるものではなかつた」としている。

……フランス大使閣下のノートは、フランスがスイスに期待している保障が「単なる宣言にのみ止まる」と想定していると
 は、

……結局のところ、司法上及び行政上の調査はこういうことまで明らかにしております。明らかにされた謀議はどれをとつて
 みてもフランスに向けられたものではなく、反対に、それらはフランスで企まれたものであつて、陰謀の本拠はパリにあり、陰
 謀を企てる者の秘密の軍隊に対する指令はパリから発せられております。

モンテペロ公の仲介によりますと、フランスはスイス警察の弱体さを非難し、それをフランスが行使しうる強力な行政組織、
 軍事力、警察力と対比しております。

……ところが、フランスは首謀者さえ捕えることができず、自国の中に隠された害悪の根さえ発見できていないのではあるま
 いか。以前、多くのポーランド人の逃亡とスイスへの侵入を予知しそれを阻止することをしなかつた、さらにロマリノの指令に
 基づきサヴォイアに侵入する亡命者団を自国の領土で阻止することができなかった、いったいどうしてなのでしょう。……
 これは大國フランスに対する、皮肉を交えた痛烈な小國の反論といふことができる。

亡命者はスイス政府が自分たちを見捨てたことを嘆かざるをえない。他方、列強にとつてもこのスイス政府の回答は

承認できるものではなかった。モンテペロは、その調子が各国宮廷の代表者に最も不快な印象 *la plus fâcheuse impression* を抱かしたといっている。⁽⁶²⁾ ポンベルはメッテルニヒに、この《不作法な回答》がスイス問題を新たな観点で見るようにせしめましょうといい、各国使節間で一致をみたとしてウィーンにこういう手紙を書いている。⁽⁶³⁾ 「われわれの最も貴重な利益を将来に亘って害することなしにスイス同盟會議が敢えて用いた不遜な言葉をだまっとうけるといふことはありえないのであり、この言葉に対し明白な償い *reparation éclatante* を求める点でフランスと行動を共にすべきである」と。スイスの回答を「抜け目なくかつ立派なもの」として満足の意を表したのはイギリス政府のみであった。⁽⁶⁴⁾

国王やティエールの支持のもと、モンテペロがひき廻す舞台はこうしてスイスとの間に悪感情を生むが、この悪感情はもう一つの出来事と重なって一層悪化した。それもスイスにおける政治的亡命者に直接関係するものであり、彼らの動静をさぐり、追跡する役目を与えられたフランス政府からのスパイがベルンで逮捕されるという事件であった。七月一九日付のティエールからの書簡で、コンセイユと名のるこの人物が危険な人物であることを知らされ、⁽⁶⁵⁾ モンテペロはスイス政府に彼の逮捕を求めた。八月一〇日ベルン警察は彼を逮捕し、しらべたところ、彼がフランスからのスパイであることがわかったのである。この者は国王ルイ・フィリップ暗殺計画にスイスにいる亡命者が関係していたかどうかをさぐるために派遣されたのであり、このため彼は亡命者に接近するよういわれ、フランス政府により《危険人物》に仕立てあげられていたのである。彼は内務省（大臣モンタリヴェ）によって派遣されたが、このことをモンテペロも、また首相のティエールさえも知らされなかった。彼はイタリア人亡命者に接触できたが、信用をうることができない。ほどなくフランス大使館に行き、モンテペロに會つて真相を説明した⁽⁶⁶⁾（八月六日）。モンテペロはなぜもつと早くこなかつたかとなじりながらも、安全のため別人の名で翌日パスポートを与える。ところが、一〇日イタリア人亡命者の所

にもどつたところ、はかられて逮捕されてしまい、フランス警察から派遣されたことをすぐにはいてしまったのである。引渡されたベルン警察は事を慎重に扱つたが、ベルン政府は事を同盟会議に委ねることにした。これは事を公けのものにしたことを意味する。事実スイス中はわきかえつた。それはティエールの《最後通牒》への対処で国民が激しているところでもあつた。モンテペロも事態に憤激し、ティエールに、フランス政府及び当然自分の名譽のためにすみやかで強硬な対処を求めた（八月二四日）。ところがそれはティエールが——別の問題で国王に支持されず——首相を辞任しようとしているときであつた。また彼はコンセイユなる人間を全く知りもしなかつたのである。フランスに対する反感に駆られたスイス人はこの事件を復讐の機会とみたのであらう。会議によつて任命された調査委員会は、九月三日報告書を提出し、この度の事件をモンテペロがフランス政府とともに仕組み、偽造旅券を発行し、コンセイユなる者を危険人物に仕立てて逮捕を求めるとして、亡命者の動向をさぐらしめようとしたとして、フランス政府及びモンテペロを手びどく非難する案を提出した。九月九日スイス同盟会議は委員会案を討議する。しかし必要な多数をうることができず、決定には到らない。委員会の意見も統一されておらず、少数意見があつた。

九月六日モレ新内閣ができる。モレはスイス派遣のフランス大使館書記から事情をきくに及び、——ルイ・フィリップがモンテペロの行動を支持しているのを知り、彼も解任することをせず——スイスと対決するという方向に出た。こうして九月二七日モレ政府は、八月二九日付スイス政府のノートに反論し、それがスイス政府の公正な（八月二三日）決定から逸脱する「奇妙な返答」となっており、スイス政府がよこしまな党派によつて動かされている結果であらうとし、それに、コンセイユなる者をめぐる事態についても、スイス政府が亡命者によつて仕組まれたわなに、驚くほどやさす共謀して行動し、今はまたフランス大使を攻撃しているとし、スイス政府を非難する。こうして彼はスイスとの国交断絶を宣言した。しかしこの時スイス政府は、まだ、コンセイユ問題において、対外的に公的に何ら行動を起し

ていない。スイス同盟会議自体まだ決議もししていないし、また委員会報告は両論並記でさえある。フランス政府は、事が外交のレベルにもちこまれていないにもかかわらず、外交的に強硬な態度にでたわけである。これは内政干渉ともうけとれるものであり、スイス人には驚きであつて、憤激はますます強まる。しかしモレはそもそも国際関係を緊張させることには消極的で、強硬な態度をとるモンテペロに対して——パーマーストンの調停の労は拒否したもの——両国の面目を維持しながら、外交関係を回復しようとしていた。それにフランス政府の国交断絶ははやまった面がある。スイス政府が誤解によつて強くでたところもある。スイス政府の側も内外の圧力に面し、譲歩せざるをえない。こうしてスイス政府は一月五日妥協的なノートをモンテペロに渡す。コンセイユ問題は——新聞等がいかにこれを取りあげて論じていても——スイス政府の内部で論議されていくにすぎず、手続的には委員会報告に基づいた同盟会議討論の段階でしかない(委員会内の少数意見をどう考えるべきかの議論さえ残されたままである)、対外的にフランス政府を非難するということはしておらず、そうとるのはフランス政府の誤解であり、スイスはいつに交らず、フランスとの友好関係を求めているのである。このノートにモンテペロは著しく不満であつたが、モレはおしきり、これで妥協点を見出す。⁽⁶⁸⁾モレは一月二一日諸国にスイスとの紛争が終了したことを知らしめた。こうした決着は、モンテペロの名譽を必ずしも回復するものではなかつた(彼に知らされないでスパイが派遣され、この者を《危険人物》と信じてスイス当局に逮捕を求め、この者が逃げ込んできた時に偽造旅券を發行し、その者がわなにかかつて逮捕されたのだ)が、スイス政府は彼の辞任はおろか、現にスパイを派遣したフランス政府(首相兼外相のティエールが知らなかつたとはいへ)に抗議を発することもできず、フランス政府が「誤解」にもどづき早まつたつた国交断絶の措置をかるうじて解きえたにすぎない。この間にもスイス政府は亡命者を追放するよう圧力をかけられていた。マツチーニも一八三七年早々スイスを離れざるをなくなる。途中通過するフランス内の道筋も指定され、監視つきであつた。

政治的亡命者の問題をめぐり、国王やティエールの支持のもと、モンテペロが先頭に立つて進めた舞台はこうして終るが、この舞台は、トクヴィルのスイス滞在中が最も尖鋭化したときであつたといえる。彼はティエールに対して一生どうにもならない嫌悪感をもつことになるが、この鋭敏だが「体面屋」⁽¹⁰⁾の政治家に対し悪感情をもち始めたのも——ティエールとは前年夏初めて会つたが⁽⁷¹⁾——この時の彼の対スイス政策についての評価の頃であつたに違いない。彼をモンテペロと一緒にし、一種の偏見をもつてトクヴィルは彼を評価しすぎるくらいである。コンセイユ問題について一月七日彼は友人にこういつている。⁽⁷²⁾

私は昨日スイス人に対する宣言を読んだ。人々は二年前アメリカ問題と似たように、今回すぐ《スイス問題》というであろう。私の考えでは、それはあれやこれやのあやまつた方策の必然的な結果である。というのは、わが国の最後のノートが乱暴であるとすれば、コンセイユ事件でのスイス人の言葉使いはかなり粗雑であり、こういう決裂においては、モンテペロ氏に対する譴責なしには名譽ある撤退をなすことはむずかしい、とせねばならないでしょう。

トクヴィルのスイス政治観や、列国とりわけフランスの対スイス政策の在り方についての観念は、二カ月ほどのスイス滞在の時期に生まれたに違いない。八月中ばにスイスで書いたノートにそれはあらわれているし、また彼のスイス書簡にもそれは現れている。彼は一月一三日ロワイエ・コラルに宛てた書簡の中で、政治的亡命者の問題をめぐり、フランスがとつた態度を批判してこういつている。⁽⁷³⁾

私はスイスに二カ月滞在しスイスの事情をま近にみてきました。フランスがスイスに対して現にとつた厳しい態度によつてこの統一のとれていない国民を屈服させること、これは十分可能でしょう。しかしながら、ともかくも確かなことは、われわれがそこにもならない敵をつくつてしまったということです。われわれは途方もないことをしたのである。これまで互に妥協したことのない諸党派をばわれわれに對する共通の感情とすることで結合させてしまったのです。この奇跡をはたかすためには、ティエール氏の荒々しい方策と、さらにそれ以上なのですが、わが大使モンテペロ氏の活潑でいたげ高のやり方と、何

ごとにつけその国の内政にとりつかれたように介入していくそのやり方で十分です。

モンテペロとティエールは、強引なやり方によって、七月革命以来形成されつつあった友国の好感情を利用し、その主張を通したが、それを悪感情に変えてしまったのである。なぜそうしようとしたのであろうか。一つには、《バリケードの王》という弱みを消そうとするルイ・フィリップ王の転身があつたらう。そもそも秩序と平和の《友》であつたこの国王は、保守的なウィーン国際体制と妥協して列強の間に自分の安定した席をもつことによつてしようとしたのである。ティエールはこれをうける形で動き、モンテペロはこの動きの先兵となつた。野心や権力欲に促されて。それは、おそらく、列強の間でフランスの威信を回復させようという感情とも結びついたに違いない。ティエールはとりわけ強くこの感情をもつていた。

この時から一〇数年たつてトクヴィルは再びスイス問題を扱うようになる。一つは、二月革命の直前、シエルブリエの『スイスにおけるデモクラシー』（一八四三年）につきアカデミーでなした論評であり、もう一つは、一八四九年六月ルイ・ナポレオン大統領の下で外務大臣になつた時、スイスに亡命した多数の外国人亡命者問題に対処するときである。いずれにおいても、以前スイスに滞在したときの経験が反映したに違いない。⁽⁷⁵⁾

スイスにおいて一八四五年一月二七の邦が《分離同盟》を形成するが、この結成が明るみに出ると、自由主義的急進派の諸邦は同盟会議においてこの同盟を協約違反とし、解散を命ずる。やがて分離同盟反対派が国会で多数を占めるようになる。ギゾーはオーストリアが介入してくることを恐れ、一八四七年初めメッテルニヒ及び他の国とともに不干渉条約を結んだ。しかし同年一月内乱が勃発し、自由主義的諸邦の側がいち早く勝利を収める。これら諸邦は勝利の後、念願だつた集権的民主的な統一國家の建設に着手する。翌年一月フランス、オーストリア、プロイセン、ロシアは、

同盟協約の変更を認めないという覚書を共同で同盟会議に渡すが、ほどなくフランスに二月革命が起り、これが次々と他の国に波及し、各国はスイス介入どころではなくなるのである。この一八四八年各地に起った革命は一時成功を取めたところもあつたが、次々と鎮圧される。当のフランスにおいても一八四八年六月、革命に積極的な役割を果たしたパリの労働者は悲惨な戦闘の末鎮圧されてしまう。こうして敗北した活動家が続々とスイスに亡命してくる。ドイツからばかりか「イタリアやフランスからも、そして実際のところヨーロッパのあらゆる所からやつてき」、その数は「一万あるいは一万二、〇〇〇にも達しようとしていた」。

トクヴィルによれば、それは「スイスの隣国にいつでもなだれ込んでこようとしている一つの軍隊である」。⁽⁷⁶⁾ このためオーストリアとそれから特にプロイセン、それにスイスと全く関係のないロシアまでが軍隊をスイスに侵入せしめ、そこで警察の役を果させようとしていた。こうして以前トクヴィルがスイスに滞在した時と似た状況が生ずる。が、今度はトクヴィルの立場は以前とは違い、彼はフランスの外相として、実際にこの問題に対処しなければならなくなったのである。彼は一八四九年六月ルイ・ナポレオン大統領のもと、バロー内閣に外務大臣として入閣したのである。⁽⁷⁷⁾

トクヴィルが外務大臣になったとき、彼は行動のための二つの「格率」を定めた。そのうちの一つは、ヨーロッパ中で再建されつつあつた旧権力は、「われわれの理念の根本そのものと、われわれの新しい習俗の中に存在する最も恒常的で最も不動な要求とあい容れないもの」であり、「それらの権力が強力になるのを助けることも、その勝利を確実なものにするのを援助することも」できないということである。他方革新派に対する態度では、「フランスを革新派の頂点におくということは想像することさえ不可能なこと」であるということであつた。即ち、「彼らの突飛な言動と唾棄すべき無能さ」のため、及び、「国外で彼らを支持するということは、国内で彼らの手の中に陥つてしまふ」ためであつた。⁽⁷⁸⁾ トクヴィルのグループの人たちが抱く当時の政治原則は「共和制の中で規則的で穩健で保守的かつ完全に立憲的な政府をつ

くること」であつたのだ。トクヴィルの対外政策の方針はしたがつてこうまとめることができる。外国の革命勢力とはきつぱりと「手を切る」こと、しかし、「フランスの基本原則である自由と寛容を否定せず、秩序の回復には支持を与えるが、どうにもならない君主の激情には与しないこと、諸国民の中で名が通っているリベラルの面子は失わないこと」これである。⁽⁸¹⁾彼のたてた格率は、激しく対立する旧勢力と革新派の戦の狭間を行くようなものであり、左右からの狭撃にさらされる宿命をもっている。トクヴィル自身こういつている。⁽⁸³⁾「民衆からは煽動しておいて裏切つたと非難され、君主たちからは民衆を動揺させたといつて非難され、民衆と君主どちらとも手を結ぶことができなくなる」、ということであつた。が、彼はこうした格率をもつて対処しようとした。

在任中彼は「世界の平和を危機にさらした二つの大きな外交問題、ピエモンテの戦争とハンガリーの二大問題」に対処したが、⁽⁸²⁾スイスにかくまわれる亡命者問題への対処も少なからず重要な問題であつた。スイスにいる亡命者問題において彼がとつた方法は、隣接する諸国民の平安を公然とおびやかすような煽動者をば、スイス自身の手で国境外に追出すよう、スイス政府に説得することであつた。彼はパリ駐在のスイス代表にくり返えしこういつたといふ。⁽⁸⁴⁾

列強があなたがたに正当なこととして要請してくる以前に、そのように先手をうって頂きたい。そうであれば、諸国の宮廷からの不当な、あるいは過大な要求に対し、それに抗してあなた方が自己の立場を守ろうとするのであれば、フランスに頼って頂きたい。われわれは、あなた方が諸国の国王におしつぶされ、屈辱をうけるままになつてしまふよりは、危険をおかしてでも戦争に訴えましよう。しかしもしあなた方が自らの道理をまずもつて明確にさせないならば、自分以外には頼る国もなく、唯一人で全ヨーロッパに対し身を守らねばならないことになるでしょう。

こうしたトクヴィルの「説得」は、かつてティエールやモンテペロの行つたのと違い、列強の先頭に立つてスイス政府に圧力をかけるものではないといえるかもしれない。パーマーストンのやり方に似ているかもしれないし、もしスイス

が自らの手で危険な亡命者を追放しようとするのであれば、列強が介入してくるとき、軍事的援助も与えるというのであるから、それ以上のスイスへの肩入れであろう。とはいえ、スイスが危険な亡命者を追放しないのなら、スイスは「唯一人で全ヨーロッパに対して自を守らねばならない」というのであるから、この点に関する限り、ティエールのやり方とそれほど違うまい（また、スイスがやるべきことをやり、危険な亡命者を追放したのであれば、列強はスイスに介入してくまいし、フランスの武力援助も必要がなくなる。こうするとそれはトクヴィルのレトリックということになってしまう）。こうすると、トクヴィルの「言葉は効果のないものであった」のは、あたりまえということになる。まして反対派を抑えて、新国家の建設に燃えているスイス国民であつてみれば、である。トクヴィルはこういふ。

スイス人ほど自尊心やうぬぼれの強い連中はいないからである。スイス人は農民の一人に致るまで、自分の国は世界のあらゆる君主、あらゆる国民をものともしない、すぐれたものだと信じている。⁽⁸⁵⁾

そこでトクヴィルが打った手は、「外国の政府、なかんずくスイスに軍隊を侵入させようという気になつて政府に向かい、しばらくの間、スイスに亡命したその国の者たちにはいかなる恩赦も与えず、どんな罪の者にも祖国に帰ることを許さないようにと、勧告すること」であつた。⁽⁸⁶⁾ フランスも、イギリスやアメリカに亡命し、そのためフランスを通過させてほしいといつてゐる者には、いかなる者であれ、国境の通過を認めないことにした。こうして一万人以上の亡命者をスイスに閉じこめることにすれば、スイスに積極的に介入しなくとも、スイス人は彼らを養つていくのに閉口し、彼らを追放するに違ひないとみたのである。いわば兵糧攻めである。「このことは庇護の権利が具合の悪いものだ」とスイス人にいつきに気づかせることになつた⁽⁸⁷⁾ という。

スイス人たちは自分たちの中にいく人かの有名な革命の指導者をいつまでもかかえ込んでおくことを、たとえ隣接諸国に危険を及ぼすことがあつたとしても、そんなに苦にしていなかつた。しかし一軍団もの革命家がいることには大変困惑した。最も

急進的な邦が最初に、この不都合で金のかかる客を早急に追放するように声高に要求し始めた。……ついにスイスは革命の指導者を追放することにした。⁽⁸⁸⁾

トクヴィルはこうしてスイス政府に「自分たちで自主的に彼らを領土から追放する」ようにさせたというのである。確かに、こうしたやり方はティエールやモンテペロのやり口と違つたといつてよいであろう。スイス人は介入の嚇によつて強いられたのと違い、それほど自尊心を傷つけられることはなかつたであろう。トクヴィルによれば、「外交問題についてはきわめて漠然とした観念しかもたず、国外の問題が国内の問題となつたときにしか解決しようとし⁽⁸⁹⁾ない」スイス・デモクラシーの理解がなければならぬというのである。彼はいかにも自分のみがスイス・デモクラシーを理解しえたのだといいたげである。

(1) 第一節一九三ページ参照。なお、モンテペロ(一八〇一〜一八七四年)は、帝政下の將軍の息子であり、ポリテクニク校出身で、特に外交官としての経歴をもつ。コペンハーゲン、ストックホルムの後、一八三六年四月一五日以来ベルンに駐在するようになる。ここに一八三七年までおり、後ナポリに移る。一八三九年暫定政府の外務大臣になる。第二帝政には最初反対したが、これも支持するようになり、やがてペテルブルク駐在大使(一八五八〜六四年)となつた。

(2) 一八三六年七月三〇日付ポーモン宛の書簡。以下同。

(3) 同。

(4) 一二月二七日ベルンで開かれたスイス同盟会議で宣言された。

(5) フランスにおいて七月革命の結果、復古王制が倒れ、スイス大使は交迭されねばならないはずであつたが、前任者(ガブリアック侯)は辞任せしめられたが、代りの大使は当分(一八三一年七月まで)送られず、以前からの第二書記(エドモンド・ジョゲ)が事務を取扱うことになつた。これは、パリの政府が慎重な態度をとつたためであるという。つまり、スイス政府との交渉の上で、また列強がフランスの対外政策をどう評価するか、それをおもんばかつて、当分大使を誰にするかの決定を留保したとされた。駐仏オーストリア大使アポニイが(一八三〇年二月一七日メッテルニヒに宛てた書簡)。

(6) スイスへのフランス使節ブルソンが一八三〇年九月六日モレに宛てた書簡。Braudet, *op. cit.*, p. 4. これより前、八月三日早々に、新体制の最初の政府は諸外国に向けてこう宣言している。「フランスはその自由とともに平和を深く心に抱き、隣国の幸福と安寧を欲するものである」と。

(7) Sebastiani a Jougnet, 5 janvier 1831.

一八三〇年ベルギーに革命が起り、新政府ができたとき、既に、フランス七月体制の最初の外相モレは、ベルギーに対する外国からの干渉があれば、ベルギーを支援するであろうと宣言していた。また翌年中部イタリア(ポローニャ等)に革命が起り、オーストリア軍が介入し、これを鎮圧したときにも、革命を直接支援することはしなかった(不干渉)が、アンコナに艦隊を派遣し、オーストリアを索制した。オーストリアがさらにローマに進軍することをしなかったのはこのためであつたかもしれない。

ちなみに、イギリスのカニングは、干渉を排除するための干渉はするという立場であつた。二〇年代のポルトガルへの介入はこの立場の現れである。タルランはこうした不干渉をば、「実際には干渉を意味する抽象的で政治的な言葉」であるといっている。T. Raikes, *Journal* 1958, I, p. 64.

(8) 上述のセバスチアニの書簡に答えて、シヨゲは同一三日、「スイスは何としてもフランスと結ばれようとしています。スイスは実際上の共感によってそういう気になっております」といっている。スイスは中立政策上、フランスと同盟関係を結びえなかつたが、共感のあるところはフランスであつた。

(9) 一八三一年三月六日メッテルニヒが一二月二七日スイス同盟会議がなした宣言に対してなした回答。こうした回答があつたにもかかわらず、スイスはこの年の終わり頃まで動員体制を解かなかつた。

オーストリアの外交政策は、その重点の違いにより、いくつかの同心円を描くことができると言う(Enno E. Kraehe, *Foreign Policy and Nationality Problem in the Habsburg Monarchy, 1800-1867, Austrian History Yearbook*, Vol. III, pt. 15. また矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究』七六一七七ページ)。これによると、第一、第二、第三の同心円はオーストリア帝国の内部、第四の同心円はイタリア(ロンバルディア、ヴェネツィアは第三)、ドイツ、ポーランド、トルコ領バルカンで、間接的にもせよオーストリアの支配を目ざし、他の大国が勢力をもつことを許せない地帯であり、スイスはさらにその外にある。

- (10) ロシアの回答は一八三一年五月五日、プロイセンの回答は同六月一日であった。
- (11) 列強はウィーン会議において、同盟の中立性と領土の保全を保障はしたが同盟協約を保障はしなかった。また、いかなる場合であれ、協約は同盟の内部事項に関することがらについてスイスの中立の条件としてメンションをしていることはなく、反対に、列強はパリ条約第六条において、スイスが《独立国家として》自ら統治するものと宣言し、政治組織を変えるという自由な国家すべてに属する権利を認めている。ピオーデによれば、メッテルニヒは、協約がそう保障されているわけではないから、その維持を要求するものではないということもよく知っており、ただ、一八一五年以来列強がそうしてきたような保護的な地位を維持したいと考え、公的な宣言によつて、自由主義的な改革にはどめをかけ、彼の原則にとり不利となる要因をなくそうとしたのであるという。Blaudet, *op. cit.*, p. 79.
- (12) Palmerston to Granville (パリ駐在イギリス大使), 15 juin 1832.
- (13) Palmerston to Percy (スイス駐在イギリス公使), 9 juin 1832. 「同盟協約の規定の中にはおそらく変えた方がよく、かつ列強が妥当な反対をなしえないようなものがあるが、各邦の独立的主権を無にし、中央政府の恣意的な權威にそれらすべてをおくような変更は、スイスの対外関係に関しその政治的な条件に重要な変化を生ぜしめ、中立とスイスの領土の不可侵性を保障してきた規定と衝突し、このため保障国がかかる変更に対する反対をとなえることを許されることにならう」と。
- (14) 一八三二年五月以来オーストリアはヴォラルベルク及びティロールに兵力を集結させ、このため、スイス諸邦は不安を抱いているとされている。ヴォラルベルクに集結している兵は三万五千といわれていた。七月二十八日付セバステリアニ宛リユミニの書簡。こうしてスイスも軍事的な準備体制をととのえるべきこととされたのである。
- (15) Blaudet, *op. cit.*, p. 108.
- (16) 一八三四年八月一日付リニ宛リユミニの書簡。
- (17) これは極めて急進的な案である。一八四八年に連邦憲法をつくるときには、こうした急進的な方法をとらなかつた。「憲法草案の審議自体が、急進派の要求するような、国民の手で新たに選出された憲法制定議会によることなく、従来の同盟会議の中から選ばれた憲法起草委員会の手で秘密裡に進められた。これは、公然たる国民主権の制度化よりは各邦の自立性を尊重することに力点がおかれたことを意味しており、対立する諸州間に妥協を生み出すのに適した方法だったといえよう。」田口、上掲書二八二ページ。

- (18) スタール夫人(ジュネーヴ近辺のコッペー生れ)、コンスタン(ローザンヌ生れ)ともスイス以外の国々を点々とした。
- (19) 森田鉄郎『マッチャーニ』四五一—四六ページ。
- (20) C. Parry (ed.), *The Consolidated Treaty Series*, Vol. 78 (1827-28), pp. 451. 島田征夫『庇護権の研究』、五七—ページ。
- (21) 以上島田同五七一—五九二ページ参照。
- (22) 以上' Jean Sigmund, 1848, *The Romantic and Democratic Revolutions in Europe*, translated by L. F. Edwards, pp. 57-69.
- (23) Bernard Porter, *The refugee question in Mid-Victorian Politics*, p. 2. 四〇年代まで、イギリスよりもフランスにおける方が、ポーランド人、イタリア人、またドイツ人やスペイン人の亡命者は多かったろう。
- (24) Ann G. Inliah, *Britain and Switzerland, 1845-60*, p. 70 et passim; Porter, *op. cit.*, p. 57.
- (25) ルイー四世は追放されたジェームズ王を支持して《反乱》を支援し、敗れるや、ヴェルサイユに招いて庇護したし、リスウィック条約に従わずに、彼をイギリス王として扱った。また彼の後を継いだ攝政のオルレアン公は、ジョージ一世が即位しているにもかかわらず、その体制が不確かであるとみて、ジェームズの息子の《王位僭称者》を支持し、反乱を支援した。後についでに' Wolfgang Michael, *The Beginning of the Hanoverian Dynasty*, V. I, chap. VII.
- (26) Brandes はフランス革命—帝政期の文学を「亡命文学」としてこれに第一巻をもつてゐる。Georg Brandes, *Die Hauptströmungen der Literatur des neunzehnten Jahrhunderts*, 1872-83.
- (27) 一七九三年憲法第一二〇条。深瀬忠一「戦争放棄と軍備撤廃の法思想史的研究(一)」。
- (28) 以下、島田同五七一—五九二ページ。
- (29) Porter, *op. cit.*, p. 2.
- (30) *op. cit.*, p. 100.
- イギリス政府はイギリスにいる政治的亡命者を——普通のイギリス人に対する以上に——監視することを殆どしなかつた。そうする場合にも、外国政府の要求にに応じてではなく、自国が必要とする限度においてであった。Porter, *op. cit.*, pp. 157-58.
- (31) Porter, *op. cit.*, pp. 61-62.

- (32) 森田、同四六ページ。
 一八二〇年におけるスペイン革命(三年ほど続く)においてカルボナリ党は重要な役割を果たした。この党は、アイルランド、イングランド、ギリシア、アメリカにもメンバーをもっていた。国際的な革命家の組織の首領格となっていたのがボナローティである。
- (33) J. M. Roberts, *The Mythology of the Secret Society*, 1972.
- (34) スタール夫人は実家(ネッケル家)の土地のあるジュネーヴ近辺のコッペーに逃れた。コンスタン(ローザンヌ生れ)も一時この彼女のところに滞在した。
- (35) Tocqueville, *Souvenirs*, 喜安朗訳四〇八ページ。しかしまたトクヴィルは、スイス人が外交問題において鈍感だとしている。国外の問題も国内の問題になるのでなければ、事態を理解しえないというのである。同四一〇ページ。
- (36) S. Charley, *La Monarchie de Juillet*, L'Histoire de France Contemporaine, tome V, p. 134; Marquis H. C. de Flers, *Le Roi Louis-Philippe*, 1891, pp. 308—9; H. A. C. Collingham, *The July Monarchy* p. 197.
- (37) トクヴィルは暴力に対する厳しい措置は支持したが、新聞に対する制限には批判的であった。小川、同六四ページ。
- (38) Braudet, *op. cit.*, p. 301.
- (39) ジュラ地方の宗教問題をめぐる「バーデン条項」の問題において、着任早々モンテペロのとった強硬な政策は既にフランスの政策の転換を示すものであったが。
- (40) モンテペロが同四月二二日ティエールに宛てた書簡。
- (41) ティエールが一八三六年四月二五日モンテペロに宛てた書簡。
- (42) 前述一六〇ページ参照。
- (43) Hans Kohn, *Prophets and Peoples*, 長谷川松治訳、第三章「イタリア——マッチーニ」。森田鉄郎『マッチーニ』六三一—六七ページ。
- (44) マッチーニはさきに(一八三一年)『青年イタリア』を創設したが、今や、サヴォーリアの遠征が失敗して二カ月もたない一八三四年四月一日、『青年ヨーロッパ』の創設を宣言した。その規約第一条によれば、「青年ヨーロッパは、未来におけるすべての人々の『自由、平等、友愛』を信じ、この未来の実現のために自らの思想と仕事を捧げようとするものである」

る」とされている。

『青年ヨーロッパ』は、『青年イタリア』、『青年ポーランド』、『青年ドイツ』、『青年スイス』等からなる。が、マッチャーニは『青年スイス』に非常に期待した。

(45) Mille. M. Mauerhofer, *Mazzini et les réfugiés italiens en Suisse*, *la R. H. S.*, 1932, p. 72ss ; Biaudet, *op. cit.*, p. 293. 〕
 かし『青年ヨーロッパ』の中では『青年ドイツ』が最も活潑であったとされている。Biaudet, *op. cit.*, pp. 306-307.

(46) ティエール宛五月六日付書簡。

(47) ティエール宛五月三一日付書簡。

(48) 同日書簡。

(49) 六月七日付モンテペロ宛書簡。ここでティエールは、亡命者が直接にフランスに対して事を起そうとしない限りは、スイスの事からに介入するのは行きすぎであるとしている。スパイの事にもふれていない。

(50) 以下一八三六年四月二六日付モンテペロ宛ティエールの書簡。ティエールはパリで、タルラン、アポニと会談した。タルランはフランスとオーストリアで仲介すべきことを説いたが、ティエールはフランスが一国で動くべきことを主張した。このティエールの考えをメツテルニヒは全面的に支持した(五月二七日付アポニ宛メツテルニヒの書簡)。Biaudet, *op. cit.*, p. 315 note.

(51) Porter, *op. cit.*, p. 57.

(52) モンテペロ宛同書簡。

(53) ティエール宛六月一〇日付書簡。

(54) Biaudet, *op. cit.*, pp. 323-24.

(55) *Ibid.*

(56) このノートの全文は、Biaudet, *op. cit.*, pp. 332-36.

(57) モンテペロは、フランス政府からのノートに明示されていないが、有力亡命者追放の期限を八月末までとしている。ノートには、亡命者追放のための有効な方策の実施が今後の同盟会議できめらるべきだとあるにすぎないのに、会議閉会の八月末を亡命者追放の時期としてしまったのである。同盟政府は、会議集会の機会をとらえ、各邦内ですみやかにかつ完全な実

- 行を保障する方策を疑いもなく早速にとらしめるであろう」という言葉から、彼はこの《最後通牒》をひきだしたのである。
- (58) 七月二十六日付イギリス公使(モリア)宛パーマーस्टンの書簡。
- (59) この手紙は個人的で秘密のものであったが、モンテペロはこれをオーストリア大使ボンベルに見せ、ボンベルはそれをメッテルニヒに送った。手紙には、亡命者追放を確実にするために、人及び物での封鎖も辞さないとしている。
- (60) Baudet, *op. cit.*, pp. 343-56.
- (61) 執行政府から八月二九日モンテペロに渡された。 *Recès de la Diète ordinaire de 1836*, p. 685.
- (62) テイエールに宛てた八月三〇日付書簡。
- (63) メッテルニヒに宛てた九月六日付ボンベルの書簡。
- (64) 九月一三日モリアに宛てたパーマーस्टンの書簡。彼はスイスの回答が「防御的なものであり、攻撃的なものではない」といつている。
- (65) このコンセイユなる人物は、モンテペロが前にテイエルに求めたスパイとは全く別の人間であり、首相のテイエールの同意をえることなく、内相のモンタリヴェがスイスに派遣したスパイである。モンテペロはじめは知らなかった。
- (66) コンセイユ事件の経過については、Baudet, *op. cit.*, chap. VIII.
- (67) 一八三三年にスペインに王位継承をめぐるカルリスタ戦争が起り、攝政クリステイナを支持する自由主義勢力はカルリスタ党といわれる超保守的なカトリック勢力と戦った。この戦いでパーマーस्टンのイギリスは自由主義勢力を支援し続けたが、フランスでは、メッテルニヒにきがねするルイ・フィリップはそれを認めず、テイエル首相と合わず、テイエルは辞任する(一八三六年八月二九日)。結局、フランス兵はスペインからひきあげられる。
- (68) 一月一二日付モンテペロ宛モレの書簡。
- (69) 小川『トクヴィルの政治思想』一四〇—四一ページ。
- (70) テイエールに近いレミュザがトクヴィルに語った言葉『思い出』三九五ページ。
- (71) 一八三六年一月二六日付コラル宛書簡。ここでトクヴィルはテイエルに極めて厳しい見方をしている。
- (72) テイエール——モンテペロもだが——はコンセイユなる者がスイスに派遣されているの知らなかったのである。トクヴィルはこのことを知らなかったように思われる。

トクヴィルは、フランスやモンテペロのやり方に対するスイス人の反応を、激した彼らの行動から知ることができたであろうが、彼が会ったチュエリッヒのヘス氏からも聞いたかもしれない。トクヴィルが書いた八月二六日付ノートにはそのことと書かれていないが、ヘス氏 Jean Jacques Hess (一七九一—一八五七年) は、チュエリッヒの自由主義者の首領格であり、一八三三年(及び一八三九年)同盟会議の議長であつて、外国人亡命者の問題においても重要な役割を演じていた。即ち、亡命者についての調査を行うよう同盟政府から委嘱をうけた委員会の報告者となつた。報告の中で、バーデン大公国はじめ、いくつかの国の政府の転覆をねらう陰謀に参加した者がスイスに亡命していることがわかつたとし、彼らの追放を求め、これを実行するために、同盟政府及び関係の邦が自ら動くべきことを求める。が他面、結論の部分では、外国からの外交的な介入という点からみてスイスの長期的な利益のためには、この問題を余り重視すべきでないよう、この事からスイス内のもので止め、さわぎたてずかつ真剣に扱うようにすべきであり、これは決して些細なことではない、とした。

一八三六年六月一四日公安委員会会長がチュエリッヒの執行委員会になした報告。 *Blaudet, op. cit., p. 321.*

(73) 一月七日付コルセル宛書簡。

(74) 一月一三日付コラル宛書簡。このトクヴィルの見方をコラルは支持している。「あなたが予見したように、スイスは屈服しました。そうする以外にはなかつたでしょう。しかし反感には深いものがある」と(一月一九日付トクヴィル宛書簡)。

(75) これ以後、一八四七年自由主義的急進主義的勢力が勝利するまでのスイス政治を要約すると次のようになる。なお、田口、同二七五—一八〇ページ参照。

スイス政治は——新聞の自由が保障されたこともあつて——しだいに全国的なものとなり、一邦内での争いは全国民の関心をひくようになる。具体的にいえば、急進的な政党及び保守的あるいはカトリック政党は全国的な政党となる。一八四一年アールガウ政府は、同盟協約によつて保障されていた事であるにもかかわらず、邦の八つの尼僧院を廃止してしまつた。これに対しカトリックの邦は同盟会議にその復興を求め、四つだけを復興せしめることができた。一八四四年にはルツェルンでジェスイト教団が興されてからは、抗争は全国的規模のものとなつた。急進的な少数派は二度ルツェルン政府に対して立上るが、このときには他の邦からボランティアが来援する。一八四五年には七つのカトリックの邦が分離同盟(「ゾンダーバンド」)を結び、各邦の主権と領土の保全を維持しようとした。宗教上の争いは憲法的性質の対立となつた。この「ゾ

ンダーブント》は、カトリックの邦が維持しようとする同盟協約にまさに反するものであった。これは新しい憲法をつくらうとする急進派の攻撃にあい、スイスは分裂の危機にまでおいこまれるのである。

(76) Tocqueville, *Souvenirs*, 喜安朗訳四〇七ページ。

(77) この間の事情については、小川『トクヴィルの政治思想』一八二―一八三ページ。トクヴィル『思い出』三二九―三六ページ。

(78) もう一つは、ヨーロッパ情勢への対処において、フランスの力の限界を考え、実力以上には手を伸さないということである。しかし、ヨーロッパにおけるフランスの地位を「誇り高く保持し」、そのためには断乎たる外交の態度をとり、隣接する国々とか直接関係のあることとかで、必要とあれば、「交渉のみによるのではなく、戦争に訴える」こともする、というものであった。小川、同三六七ページ。

(79) 『思い出』四〇五―〇六ページ。

(80) 小川、同一八二ページ。

(81) 小川、同三六七ページ。

(82) 同、四三九ページ。また、三九六ページ。トクヴィルが『思い出』の中で、外相中対応した問題としては、本文中の二つのものの外、スイスにおける亡命者の問題における対応もあげている。

ハンガリー、あるいは「トルコ問題」も亡命者（引渡）の問題であった。ハンガリー革命で敗れた二人の中心人物、デンピンスキーとコシュートがトルコに亡命し、オーストリアとロシアが「条約」をたてに彼らの引渡を求めていたからである。しかしこの二大國が引渡を求めたのは、「国際的な権利」によってなどではなく、「誰もが知り、しばしば使われる最強國の権利要求」であつて、トルコがノーといえば外交断絶をするというのである。「この横暴な態度に対しトルコの大臣はもの柔かな態度で対応し、トルコは中立國であること、人類の法は同國內の亡命者の引渡を禁じていること……」を指摘し、亡命者たちを監禁し、「害を及ぼすことのできないような場所におく」つもりであり、したがって亡命者を死刑執行人に渡すわけにはいかないとした。トクヴィルによれば、こうした「言明は文明の進んだ人々のもの、またキリスト教徒のものと少しも変るところのないもの」である（『思い出』四二五―二六ページ）。

(83) 『思ひ出』四〇六ページ。

- (84) 『思い出』四〇八ページ。
- (85) 同四〇八ページ。
- (86) 同四〇九ページ。
- (87) 同。
- (88) 同。
- (89) 同四一〇ページ。